

附属書一一A 内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限

1 この附属書のいかなる規定も、この附属書に掲げる措置に関し、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 第二・三条（内国民待遇）1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、この附属書に掲げる措置の基団となる法律、政令及び行政規則の継続、更新又は改正については、適用しない（当該継続、更新又は改正が当該措置と第二・三条及び第二・十条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）。

ブルネイ・ダルサラーム国の措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、関税令（二千六年）第三十一条に規定する產品については、適用しない。

カナダの措置

1 第二・三条（内国民待遇）1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次のものに

ついては、適用しない。

- (a) 全ての種類の丸太の輸出
- (b) 加工していない魚の適用される州の法令に基づく輸出
- (c) 禁止された产品（関税率表に掲げる関税分類番号九八九七・〇〇・〇〇、九八九八・〇〇・〇〇及び九八九九・〇〇・〇〇に該当するもの）の輸入
- (d) 無水アルコール（千九百九十四年のガットに附属するカナダの譲許表（第五表）に掲げる関税分類番号二二〇七・一〇・九〇に該当するものであつて、改正された二千一年の消費税法（二千二年のカナダの法律c第二十二号）の規定に基づく製造に際して使用されるもの）に対するカナダの消費税の賦課
- (e) 船舶のカナダの沿岸貿易における使用
- (f) ワイン及び蒸留酒の国内における販売及び流通

2 第二・三条（内国民待遇） 1の規定は、同条3に定めるとおり、カナダの芸術的な表現又は内容の創作、発展又は入手を支援する產品（注）の生産、公表、展示又は販売に影響を及ぼす措置については、適用しない。

注 当該產品には、書籍、雑誌及び映像又は音楽を記録した媒体を含む。

チリの措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、中古車の輸入に関するチリの措置については、適用しない。

メキシコの措置

1 第一・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次の措置については、適用しない。

(a) 一千七年六月十八日付け及び二千十二年六月二十九日付けメキシコ官報で公表された輸入及び輸出に対する一般税に関する法律に定めるメキシコの関税率表に規定する次の品目の同国からの輸出に対する制限であつて、一千十四年八月十一日付けメキシコ官報で公表された炭化水素法第四十八条の規定に基づくもの

品名	二千十二年の統一システム

二七〇九・〇〇・〇一	原油	二七〇九・〇〇・九九	その他のもの	二七一〇・一二・〇四	ガソリン（関税分類番号二七一〇・一二・〇三のものを除く。）
二七一〇・一九・〇四	軽油（ディーゼル）又はディーゼル油及びこれらの混合物	二七一〇・一九・〇五	燃料油	二七一〇・一九・〇七	パラフィン油
二七一〇・一九・〇八	灯油及びランプ油並びにこれらの混合物	二七一〇・一九・〇九	その他のもの	二七一一・一一・〇一	天然ガス
二七一一・一二・〇一	プロパン				

二七一一・一三・〇一	ブタン
二七一一・一九・〇一	ブタン及びプロパンを混合し、液化したもの
二七一一・一九・九九	その他のもの
二七一一・一二・〇一	天然ガス
二七一一・二九・九九	その他のもの
二七一一・二〇・〇一	パラフインろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）
二七一二・九〇・〇二	ミクロクリスタリンワックス
二七一二・九〇・〇四	ろう（関税分類番号二七一一・九〇・〇一及び二七一二・九〇・〇二のものを除く。）
二七一二・九〇・九九	その他のもの

(b) 一千十九年一月一日に先立つ期間における一千十四年八月十一日付けメキシコ官報で公表された炭化

水素法第二百二十三条に規定するガソリン及びディーゼル燃料のメキシコへの輸入の禁止又は制限

(c) 一千十二年十二月三十一日付けメキシコ官報において公表された、経済省が国際貿易に関する規則及び一般的な基準を定めるための決定の附属書二・二・一の1(I)及び5に規定する中古のタイヤ、衣類、車及び車台（車のモーターが搭載されたもの）のメキシコへの輸入の禁止又は制限

2 委員会は、第二十七・二条（委員会の任務）1(b)の規定により行われる見直しに基づき1(a)の規定を再検討するものとする。

ペルーの措置

第二・三条（内国民待遇）1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 法律第二万八千五百十四号（一千五年五月二十三日）に基づく中古の衣類及び履物

(b) 政令第八百四十三号（一千九百九十六年八月三十日）、緊急政令第七十九号（一千九百九十九年九月二十日）及び緊急政令第五十号（一千八年十二月十八日）に基づく中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及

び補充品

- (c) 大統領令保健省所管第三号（千九百九十七年六月七日）に基づく中古のタイヤ
- (d) 法律第二万七千七百五十七号（二千二年六月十九日）に基づく放射性物質をエネルギー源として使用する中古の產品、機械及び設備

アメリカ合衆国の措置

第二・三条（内国民待遇）1並びに第一・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 全ての種類の丸太の輸出の管理
- (b) 千九百二十年商船法、客船法並びにアメリカ合衆国法典第四十六編第一万二千百二節、第一万二千三百十三節及び第一万二千百十六節の現行の規定に基づく措置。ただし、アメリカ合衆国が千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この附属書において「千九百四十七年のガット」という。）に加入した時の義務的法令であつて、千九百四十七年のガット第二部の規定との適合性を減少させる改正が行われていないものに限る。

ベトナムの措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次の措置については、適用しない。

(a) ベトナム政府の政令第百八十七号（二千十三年十一月二十日）及び同政令の実施について指針を与える商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）に規定する輸入の禁止であつて、次の(i)から(iv)までに掲げる产品に対するもの

- (i) 右ハンドルの自動車（製造後に左ハンドルの自動車に改造されたものを含む。）。ただし、クレーン、溝及び用水路を掘削する機械、ごみ収集用トラック、道路清掃車、道路建設用トラック、空港内の旅客運送バス、倉庫及び港で使用されるフォークリフト等、特定の目的のために通常小さな区域において用いられる右ハンドルの自動車を除く。
- (ii) 右ハンドルの自動車であつて特定の目的のために用いられないものにのみ使用可能な自動車部品
- (iii) 生産されてから五年を超えた自動車
- (iv) 次の中古品（注）

注 この(iv)の規定は、第二・十一条（再製造品）の規定に従つて、再製造品については、適用しない。

(b)

- (A) 紡織用纖維、衣類及び履物
- (B) コンピュータ・プリンター、ファクシミリ装置及びコンピュータ・ディスク駆動装置
- (C) ラップトップ・コンピュータ
- (D) 冷蔵機器
- (E) 家庭用電気機器
- (F) 医療機器
- (G) 家具
- (H) 磁器、粘土、ガラス、金属、樹脂、ゴム及びプラスチックから製造された家庭用品
- (I) 乗用車、トラクターその他の自動車の枠、タイヤ（外側のもの及び内側のもの）、チューブ、附属品及びエンジン
- (J) 三十馬力未満の出力の内燃機関及び三十馬力未満の出力の内燃機関を有する機械
- (K) 自転車及び三輪自転車

ベトナム政府の政令第百八十七号（二千十三年十一月二十日）及び同政令の実施について指針を与え

る商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）に規定する輸出の禁止であつて、次の(i)及び(ii)に掲げる产品に対するもの

- (i) 国内天然林から生産した丸太及び製材
- (ii) 木製品。ただし、人工林、輸入木材及び人造のパレットから製作した手工芸品及び製品を除く。

キンバリーコロセス認証制度

第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、キンバリーコロセス認証制度及び同制度のその後の改正に基づくダイヤモンド原石（統一システムの第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号）の輸入及び輸出については、適用しない。